別記様式

入 札 及 び 契 約 状 況 表

番　号		工事~~（委託業務）~~名	支笏洞爺国立公園定山渓温泉園地歩道改修工事	場所	札幌市南区定山渓	種別	森林土木

入札方法	（~~条件付~~・制限付・~~地域限定型~~）一般競争入札・~~（公募型・通常）指名競争入札・随意契約~~		
入札公告~~・指名通知日~~	令和５年９月29日	入札執行日時	令和５年10月19日　14時00分

予定価格	入札書比較価格	最低制限価格	低入札価格調査基準価格
32,912,000 円	29,920,000円	29,480,000円	－ 円

入札参加資格者名（指名業者名）	入札金額（単位：円） 第１回	第２回	第　回	摘要
（株）騎西組	29,500,000			落札 ・落札率98.6%

資格不適格業者（非指名業者）名	理由
なし	

契約者名	（株）騎西組	住所	旭川市東８条７丁目５番６号
契約金額	３２，４５０，０００　円	期間	令和５年10月24日～令和６年３月18日
概　要			

一般競争入札参加資格要件		「入札公告（令和５年９月29日北海道石狩振興局告示第1025号）」から抜粋の、次頁のとおり。		
指名理由				
随契理由				
総合評価競争入札	執行理由			
	落札基準			
	落札理由			
低入札価格調査制度	落札理由			
	調査結果概要			
契約変更内容	契約金額	円	期間	～
	場所		種別	
	理由			
	概要			

落札金額は、上記の入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額となります。

注　１　入札方法の欄には、該当する入札方法をマルで囲むこと。　２　入札金額欄には、必要に応じ「無効」、「辞退」等を記載すること。　３　摘要欄には、「落札・落札率〇〇.〇%」、「不落随契」等の記載をすること。　４　落札率は、小数点以下第２位を四捨五入して記載すること。　５　不要な欄等については、抹消して使用すること。　６　この様式は、工事等の内容に応じ、適宜変更して使用すること。

一般競争入札参加資格要件について
「入札公告（令和５年９月29日北海道石狩振興局告示第1025号）」から抜粋
２　入札に参加する者に必要な資格
　入札参加希望者は単体企業又は経常建設共同企業体であって、単体企業の要件は(1)、経常建設共同企業体の要件は(2)とする。
（1）単体企業の要件
ア　発注工事に対応する令和５年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、森林土木工事の資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有すること。
イ　入札参加資格審査申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
ウ　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
エ　北海道における森林土木工事の競争入札参加資格がＡ又はＢ等級に格付けされており、かつ、契約履行可能地域に石狩が含まれていること。
オ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の北海道競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
カ　建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業者又は同法第３条第１項第１号に規定する一般建設業者であること。
キ　道内に主たる営業所（建設業許可申請書別記様式第一号又は別紙二（２）（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第一号又は別紙二（２）の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。）を有する者であること。
ク　過去15年間（平成20年度以降）に、本工事と同種で、かつ、おおむね同規模と認められる工事を元請けとして施工した実績を有すること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。
ケ　次の要件を満たす者を工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、専任を要しない。なお、工事１件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第１項に定める金額に満たない場合は技術者の専任は要しないものとする。
（ア）　建設業法第26条に規定する監理技術者又は国家資格を有する主任技術者若しくはこれと同等以上の資格を有していること。
（イ）　入札参加資格審査申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、この限りではない。
コ 特例監理技術者の配置を行う場合は、次の要件を全て満たしていること。
（ア）　建設業法第26条第３項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を工事に専任で配置すること。
（イ）　監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
　なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
（ウ）　監理技術者補佐は、入札参加資格審査申請書等の提出日以前に３か月以上の雇用関係にあること。ただし、合併又は事業譲渡等があった場合は、この限りではない。
（エ）　同一の特例監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。
（オ）　特例監理技術者が兼務できる工事は石狩振興局管内の工事でなければならない。
（カ）　特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
（キ）　特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
（ク）　監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
サ　現場代理人を工事現場に専任で配置できること。なお、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年２月３日付け国土交通省国土建第272号）に係る「現場代理人の兼任に関する取扱いについて」（平成25年３月28日付け建情第1428号）の対象となる工事に該当する場合は兼任することができるので、申請時に確認すること。
シ　本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
ス　入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（当該基準に該当する者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
　なお、シ及びスにおける資本関係及び人的関係とは、次に掲げるものをいう。
　また、当該関係がある場合に、入札参加資格申請を取り下げる者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、建設工事競争入札心得第４条第２項に該当しない。
（ア）　資本関係
　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社または民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。
ａ　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
（イ）　人的関係
　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、aについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。
ａ　一方の会社の取締役等（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）、取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社（会社法第２条第１項第12号に規定する指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役をいう。以下同じ。）が、他方の会社の取締役等を兼ねている場合
ｂ　一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を兼ねている場合
（ウ）　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
　上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
(2)経常建設共同企業体の要件
ア　共同企業体は、北海道における森林土木工事の競争入札参加資格がＡ又はＢ等級に格付けされており、かつ、(1)のイ及びサの要件を満たしていること。
イ　構成員の数は、２社又は３社であること。
ウ　構成員は、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を受けてから営業年数が２年以上の単体企業又は協業組合であること。
エ　構成員は、(1)のアからウまで、オからカまで、クからコまで、シ及びスの要件をすべて満たしていること。また、(1)のクの要件については、構成員の１社以上がその要件を満たしていることとし、(1)のケ及びコの要件については、工事１件の請負代金額が建設業法施行令第27条第１項に定める金額の３倍未満であり、他の構成員のいずれかが技術者を専任で配置する場合において、残りの構成員は技術者を兼任で配置できることとする。
オ　構成員は、全てが北海道内における主たる営業所を有し、かつ、構成員の１社以上が石狩振興局、空知総合振興局、後志総合振興局及び胆振総合振興局管内のいずれかに主たる営業所を有していること。
カ　各構成員の出資比率は、均等割の１０分の６以上であること。
キ　構成員の組合せは、北海道における森林土木工事の競争入札参加資格の格付けがＢ等級以上に属する者で同一等級若しくは直近等級との組合せであること。
ク　本工事の入札に参加する共同企業体の構成員は、単体企業、他の共同企業体の構成員又は協同組合等の構成員として参加する者でないこと。